

浜田市職員のうち単純な労務に雇用される職員の就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 17 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 39 号

浜田市職員のうち単純な労務に雇用される職員の就業規則の一部を改正する規則

浜田市職員のうち単純な労務に雇用される職員の就業規則（平成 17 年浜田市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項の表第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。